

令和5年4月1日～令和6年3月31日まで
(融資申込日) (保証申込受付日)

トライ！かわさき

ポストコロナ 「事業展開・多角化資金」

で中小企業者等の皆様のトライを支援します！

こんな事業にもお使いいただけます！

- ・飲食店が宅配弁当を始める
- ・ホテルの客室の一部をコワーキングスペースに改造して貸し出す
- ・美容室が、訪問美容サービスを開始
- ・自動車部品の製造業者が、医療機器の製造も行う
- ・衣服品販売店が、ECサイトを構築し、ネット販売を新たに開始
- ・ヨガ教室を、実際の教室のほか、オンライン教室としても開催する
- ・観光バス事業者が、高齢者施設向け送迎サービスを開始

【5つのメリット】

融資限度額

最大3,000万円

一般保証枠のほか、セーフティネット保証4号・5号の利用も可

企業診断不要

事業計画書と金融機関の確認のみ

対象者

コロナ関連の融資を過去利用した方又は売上減少している方

信用保証料

市が1/2補助

※かわさきSDGsゴールドパートナー
はさらに1/2補助が上乗せに！

金利

年1.6%以内（固定金利）

詳しくは、裏面をご確認ください。

川崎市中小企業融資制度 【振興資金(事業展開・多角化資金)】

川崎市は、過去に新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた又は、現在売上が減少している方が、事業転換・業種転換・業態転換や、多角化、新製品等開発を行う際に、融資限度額を3,000万円とし、金利(1.6%以内)の固定金利と信用保証料の補助(約1/2)で支援します。

SDGs取組支援融資との併用も可能です!

【振興資金(事業展開・多角化資金)】

	一般保証 (振興資金)	セーフティネット保証
利用できる方	以下の <u>いずれかに</u> 該当する方で、事業展開や多角化、新製品等開発に取り組む方 <input type="checkbox"/> 令和2年2月以降に以下の新型コロナウイルス関連融資を利用された中小企業者等(完済していても利用可) ・災害対策資金(セーフティネット保証4号) ・危機対策資金(危機関連保証) ・不況対策資金(10年型)(セーフティネット保証5号) ・川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金 <input type="checkbox"/> 直近6ヶ月のいずれか1ヶ月の売上高が、新型コロナウイルス感染症の影響以前(令和2年1月以前の同月)の売上高と比べて、減少していることを取扱金融機関で確認された中小企業者等	セーフティネット保証4号又は5号の認定を受けた中小企業者等
融資条件	事業計画(取扱金融機関による確認あり)の作成	
融資限度額	3,000万円	
融資期間	運転資金:7年以内(据置2年以内を含む。) 設備資金:10年以内(据置2年以内を含む。)	
取扱期間	令和5年4月1日(融資申込日)～令和6年3月31日(保証申込受付日)	
融資利率	年1.6%以内(固定金利) (通常の振興資金より最大0.9%引下げ)	
信用保証料率 (市補助後)	年0.225%～0.950% ※SDGs取組支援融資との併用可(保証料補助さらに1/2上乗せ)	
必要書類	「事業展開・多角化資金」事業計画書	左記のほか 川崎市の認定書

【問い合わせ先】

融資相談窓口・認定窓口

- 川崎市経済労働局経営支援部金融課 川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階
電話 044-544-1846、1847 FAX 044-544-3263
- 川崎市経済労働局経営支援部中小企業溝口事務所 川崎市高津区溝口1-6-10 てくのかわさき3階
電話 044-812-1112、1113 FAX 044-812-2075
受付時間:午前8時30分から正午、午後1時から午後5時まで(土日祝祭日、年末年始を除く)

※このご案内は、川崎市の融資制度の概要をお知らせすることを目的としたもので、一切の融資・保証をお約束するものではありません。